

第5回朝来市自治基本条例審議会議事録

会議の名称	第5回朝来市自治基本条例審議会
開催日時	令和4年10月19日(木) 15時00分～17時00分
開催場所	朝来市役所本庁西館 201会議室
出席委員	大杉会長、小島委員、雑賀委員、下口委員、山田委員、太田委員、中尾委員、増子委員
傍聴者数	0人
会議概要	・前回会議のふりかえり ・内部検証報告書に基づく審議 (第24～28条)
審議対象課	総務課、防災安全課
事務局	まちづくり協働部市民協働課(澤田部長、神谷課長、山内副課長、中嶋課長補佐、高階係長)

1 開会

- ・神谷課長の司会により開会

2 あいさつ

- ・会長挨拶

3 説明

- ・配布資料の確認
- ・前回会議のふりかえり

4 審議

【第24条(行政手続)】※総務課

総務課から内容説明

総務課：申請に対する許可、不許可、行政指導(助言・勧告・指導)、不利益処分に対する不服申し立てについてルールが定められている。法律、条例に従い対応している。審査請求が2～3年前に1件あったと記憶しているが、法に基づき適切に対応した。

会長：全国ほぼ同じ形の仕組みである。この条文については改正の必要はないのではないかと思う。

～委員一同了承～

【第25条(個人情報保護)】※総務課

総務課から内容説明

総務課：朝来市個人情報保護条例にて権利利益を守っている。個人情報の開示請求では、申請者自身の個人情報の取り扱い状況について戸籍の記録を本人以外の

第3者が職権等で取得している状況を個人通知制度で知らせる仕組みがあるが、どのような理由で取得したのかを請求されるケースが多い。今後の改正に伴い、市でも抜本的な条例改正の必要がある。手続きのオンライン化について整備する一方で、個人情報の保護について引き続き厳格に取り組んでいく。

会長：開示請求から審査に至る件数はどうか。

総務課：これまでない。

会長：デジタル化への対応として、2,000種類以上存在する対応方法について国内で統一する動きがあるが、庁内で条例改正はどの程度進んでいるのか。

総務課：内部で案の検討をしている段階で、今後全庁的に議論していく。

会長：条例改正にあたっては、市民の方々にきちんとお伝えしながら実施するよう気をつけていただけたらと思う。

委員：2,000種類とは具体的にどのようなものか。他市町はどのような感じか。

総務課：例えば遺族に対する情報提供の取り扱いなども様々だったりする。朝来市は国の法律に準拠して実施してきた。規程については各自治体に委ねられている部分があるので、しっかり議論して決めていきたい。

委員：アンケート等で「この情報は他の用途で使用しません。」と書いてあるが、個人情報漏れの心配はないのだろうか。デジタル化だけでなく、紙ベースでの記録も必要ではないかと思う。

総務課：電子申請の導入も進めているが、紙ベースの申請をやめるわけではない。選択肢を増やす、サービスの拡充として考えている。

会長：個人情報を漏洩しないのは当然のこととして、活用を考えていくというところが焦点となっている。実用化まではまだ時間がかかると思うが、介護認定などをAIで実施するという実験も進められている。多様な活用の仕方について、従来とは変わってくるのが予想される。

委員：保護をしながら活用していくというのが市民としてはイメージしにくい部分がある。具体的にはどのような活用があるのか。民生委員をしていて、急に呼び出され生活保護者の対応を迫られることもあった。

総務課：同意を得ながら支援に繋げている。

会長：こんなことが考えられそうだとか、想定はあるか。

総務課：匿名加工情報にして活用できるようにすることを義務化されているのは政令

市のみである。現在検討中であり、他の先行事例も参考にしながら進めたい。マイナンバーの活用については添付書類等の省略化等に使えるか、関係部署と調整を進めている。

会長：匿名加工情報は小さな自治体だと個人が特定できてしまうという恐れもある。

委員：職員個人のスマートフォンの取り扱いはどのようにされているか。情報漏洩に繋がらないか。

総務課：災害時などの緊急連絡や業務上必要なやり取りを個人のスマートフォンで実施しているので、規制等はしていない。公務員には職務専念義務があるため、関係のない使い方はしていない。

会長：事業者と違い個人情報を持ち出せない仕組みになっており、逆に在宅ワークなども進んでいない。業務時間外の連絡調整などは切り分けられない部分もあるだろう。

国のデジタル施策の推進に伴い、各種法律改正が行われる予定で、それに関連した市の条例改正は必要になるかもしれないが、自治基本条例については改正の必要はないのではないかと思います。

～委員一同了承～

【第 26 条（法令遵守及び公益通報）】※総務課

総務課から内容説明

総務課：コンプライアンスの意識啓発については、毎年全職員を対象とした研修を実施している。

委員：全員が毎年研修を受講しているのか。

総務課：専門の講師を招き、職員約 600 人（正規職員・会計年度任用職員問わず）1 時間半の研修を実施している。

委員：毎年実施され、またこの話かとなるかもしれないが、再確認され積み上げていくことは良いことだと思う。

総務課：最新の事例なども反映させながら実施いただいている。

会長：ハラスメントの講演なども繰り返す必要がある。eラーニングという手法もある。

委員：副業や兼業を認めている企業が増えているが朝来市はどうか。

総務課：社会情勢上、前向きに検討している。正規職員に関しても業務上支障がない場合、内容を鑑み適正に判断すべきだと考えている。執筆料や講師謝礼等職員のスキルアップに繋がる内容は現行も認めている。会計年度任用職員につ

いては規定が撤廃されている。

委員：正規職員の副業について文書で規定されているのか。

総務課：大まかな規定はされているが、細かい部分は決めていない。国の取り扱いなども参考にしながら進めていきたい。

会長：法律上は禁止されている訳ではない。誤解を生むため、交通費なども受け取らないという事例があったが、自治体として明確にルールを定め社会に還元できることは公務員でも行えるようにすべきだと思う。

総務課：別途、文書で規定を設けている。

会長：この条文については、特段改正の必要はないのではないかとと思うが皆様いかがだろうか。

～委員一同了承～

【第 27 条（行政組織）】※総務課

総務課から内容説明

委員：「令和 4 年 3 月の組織編制」とあるが、この組織編成による効果があったと考えられることと、以前の体制に比べて損なわれたと考えられること、それぞれどんなことがあるのか現時点で分かる範囲で教えていただきたい。

総務課：時代に対応した組織編制を流動的に行っていく。今年度はデジタル戦略課を新設し、重要視しながら業務にあたっている。各課にアイデアがあるが、デジタル化を実現するためには専門的な知識を持った職員が先導していくことが必要であると思う。新たな課でそのような職員が共にデジタル化を進めている事例がみられる。そういった意味では非常に効果があっていると考えている。損なわれた部分については現状では無いと認識している。

委員：社会教育委員が教育委員会部局から市長部局に代わって数年が過ぎた。子どもたちを取り巻く環境は大きく変わってきており、社会教育の重要性が増している。部活の地域移行等が叫ばれている中で、なぜ教育委員会所管に戻せないのか、疑問を感じている。他市町では教育委員会が所管しているかと思う。

総務課：社会教育、社会体育という部門に関して、地域に根差した活動を行っていくというスタンスで議論が行われた。教育委員会だけではなく、もっと広い範囲で考えるべきではないかという理由であったと記憶している。他の自治体でも同様の事例が多く、県内でも半々くらいの確率であったかと認識している。

委員：社会教育委員の中で話をしても学校の話がよく出てくる。任命については教育委員会からされており、委員の中でも「私たちはどこに位置しているのか、立ち位置がよく分からない。」という話がよく出る。

総務課：教育委員会から市長部局に委任されて実施しているという整理になっている。おっしゃるように、地域の団体が中学校の部活を支えていこうという動きもある。これまで以上に連携が必要になると考えている。

会長：市長部局と教育委員会はしっかり連携をとる必要がある。教育委員会が「学校のことだけ」となっている事例も全国的にはよくある。しっかりと連携をとっていくべきだと思う。

委員：会計年度任用職員として支所の地域振興係の職員やファミリーサポートの事業を募集していた。重要な業務であるのに正規職員や再雇用の職員で職務にあたらないのか。

総務課：採用された方に一任して行うわけではなく、担当課、係で業務を行っている。新しい方が入られても、しっかりとフォローしながら実施している。市ではいわゆる「1本釣り」というような声掛けで職員を採用するのではなく、広く募集を行っている。

会長：正規職員と会計年度任用職員の比率はどのようになっているか。

総務課：正規職員 325 人、会計年度任用職員 343 人（フルタイム：42 人、短時間月給：194 人、短時間日給：28 人、短時間時給：79 人）、再任用職員 16 人となっている。

会長：個別の部分を見ると疑問も生じるが、組織で業務を実施されているということだと考えられる。この条文に関しては、運用上取り組んで行っていただくこととして、条文改正は必要ないかと思うがいかがだろうか。

～委員一同了承～

【第 28 条（危機管理）】※防災安全課

防災安全課から内容説明

会長：自主防災組織の組織率はどうか。

防災安全課：各行政区で実施しているので 100%である。地区防災計画の策定は 70/159 行政区。相談があれば市内の防災士も派遣可能である。

委員：自治協でも検討しているが、本当に機能する防災計画を整えるのは難しい。要支援者を誰が救助するのかということが大きな課題である。どれだけの責任を一般の方に持っていただくのかということも壁となっている。特に大雨は夜が多いイメージ。そんな時に避難行動をとるのは難しい。自宅での垂直非難が現実的だという話に落ちてしまう。計画を作って終わりということになってしまいがちである。

会長：ハザードマップを見ると危険地域も多いし、話し合いは必要かと思う。地域内でのワークショップなどは進められているのか。

防災安全課：個別支援計画まで整備している地区はしっかり議論されている。全体としては少ない。

委員：大きな被害がないので、市民の意識が希薄になっている。実際に個別支援計画まで作っても機能するかどうか分からない。私の住む行政区では、5軒くらいを1つのグループにして見守りや避難の最小のグループとしている。

会長：災害時だけでなく、御近所の関係づくりが大切だと思う。南海地震の危機感が強い太平洋の沿岸部は綿密な計画を立てられているケースが多い。

委員：避難訓練の一次避難所で設定されている区の公民館が危険な場所にある。今のところは災害が無いので良いが、一斉避難訓練の時などは、「何かあっても公民館には集まらない方が良い。」という話になる。「どこに避難する？」というのが実情となっている地域もある。

委員：「区長・防災委員へ地区防災計画策定の必要性について周知しているが、未策定の自治会が多い。」とあるが、そのような自治会はなぜ策定できていないのか理由は調査されたのか、把握されている範囲で教えていただきたい。

防災安全課：人材やノウハウ、知識がないために策定が難しいという声も上がっている。策定マニュアルや補助事業、防災士からのアドバイスなどを得られるようにはしている。引き続き啓発をしていきたい。

委員：防災士は何名市内におられるか。防災士の資格はあるが、何の連絡も研修もないという話を聞いたことがある。

防災安全課：こちらで防災士の会の連絡先を把握しているので、必要であれば紹介させていただきます。

会長：そのような方が地域でお話をしながら、防災意識を高めるような取り組みがあっても良いかと思う。
この条文に関しては、条文自体は改正の必要はないかと思う。皆様よろしいか。

～委員一同了承～

会長：本日の審議については以上としたい。本日説明、議論された条文については改正等の必要はないという結果。全庁的にこちらで出た意見などは共有する機会を持っていただけたらと思う。

5 閉会

- ・次回は令和4年11月29日（火）に開催する。

～雑賀委員により閉会あいさつ～